



宮崎県公報

平成21年10月8日(木曜日)第2123号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市高洲町222番地
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

目次	頁
告示	
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出() 1	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………() 1	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………() 2	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障害福祉課) 2	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………() 2	

○民有林の保安林の指定予定(5件)……………(自然環境課) 2	
公告	
○ニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画の変更(自然環境課) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 3	
○県営土地改良事業計画の変更……………() 4	
○市町村営土地改良事業の施行の同意……………() 4	
○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可(建築住宅課) 4	
○入札公告……………4	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………5	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………5	

告示

宮崎県告示第 656号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	指定年月日
結い診療所	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣字桑下 319番地4	平成21年9月17日
前田町 椎の木薬局	宮崎県都城市前田町6-19	平成21年9月1日

宮崎県告示第 657号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	廃止年月日
山口医院	宮崎県日南市岩崎1丁目5番14号	平成21年8月29日

宮崎県告示第 658号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人おもいやり	宮崎県北諸県郡三股町新馬場2番地15	特定非営利活動法人おもいやり	宮崎県北諸県郡三股町新馬場2番地15	平成21年4月1日
株式会社エイジング	宮崎県都城市乙房町16番地	ふあみりい	宮崎県北諸県郡三股町蓼池2204番地1	平成21年6月1日
株式会社なごみの社	宮崎県宮崎市永楽町175番地1シャインフィル 303号	デイサービスセンター国富荘	宮崎県東諸県郡国富町大字森永2466番地19	平成21年7月13日
株式会社アリスライフ	宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎5丁	アリスライフ	宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎5丁	平成21年8月1日

	目40		目40	
医療法人爽 林会	宮崎県都 城市高城町穂 満坊3213番 地1	グループホ ームまごこ ろ	宮崎県都 城市高城町穂 満坊字馬場 3213番2	平成21年 9月1日

宮崎県告示第 659号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社児 玉商事	宮崎県児湯 郡新富町上 富田2932- 1	指定居宅介 護支援事業 所陽	宮崎県児湯 郡新富町上 富田2933- 3	平成21年 7月1日

宮崎県告示第 660号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
ひむか薬局都城店	都城市	薬局	平成21年 10月1日

宮崎県告示第 661号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
ひむか薬局都城店	都城市	薬局	平成21年 10月1日

宮崎県告示第 662号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字中尾5609-1、5611、5612-1、5612-3、5612-4、5613-1、5616から5618まで、5627-1から5627-7まで、5628-1、5628-4、5631-1、5631-3、5632-1、5632-2、5633、5634、5638、5642-1から5642-3まで、5643、5644-1、5644-2、5645、5649、5689、5690、5691-1から5691-3まで、5694、5695
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 663号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字河久保山5579-2から5579-5まで、5582-1、5582-2、5583-1、5583-2、5584-1、5584-2、5585-1、5585-2、5587-1、5587-2、5588-1、5588-2、5589から5591まで、5592-1、5592-4、5592-5、5593-1、5593-2、5594-1、5595、5596-1、5597-1から5597-4まで、5598-1、5598-2、5598-4、5598-8、5599-1から5599-3まで、5600-1、5601-1、5601-2、5602-1、5602-2、5603-1、5603-3、5603-4、5603-6、5603-7、5604-1から5604-3まで、5604-8、5606、5606-2、5607-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第664号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字止尾3211、3224-1、3224-3、字小崎滝3228、3233、字横尾3236-1、3236-3、3237-3

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第665号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字中横尾6469-1、6469-4、6470-1、6470-3、6470-4、6470-6、6470-8、6471

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第666号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字市木字郡司部4628-1

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定により、ニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画を変更した。

なお、当該計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、五十鈴土地改良区(門川町)の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	黒木敬次	門川町大字門川尾末2009
副理事長	小谷正純	門川町大字川内6957
会計担当理事	米良正秋	門川町大字門川尾末3852-1
理事	米良保美	門川町大字門川尾末3866-2
理事	野地重男	門川町大字門川尾末16-1
理事	金丸武蔵	門川町大字門川尾末2081-1
理事	江川勲	門川町大字川内6953
理事	水永大和	門川町大字川内7129
理事	金丸竹男	門川町大字川内6344
監事	安田新	門川町平城東11-5
監事	岩切寅雄	門川町大字川内7691

(任期：平成24年5月13日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	黒 木 敬 次	門川町大字門川尾末2009
副理事長	小 谷 正 純	門川町大字川内6957
会計担当 理 事	米 良 正 秋	門川町大字門川尾末3852-1
理 事	米 良 保 美	門川町大字門川尾末3866-2
理 事	野 地 重 男	門川町大字門川尾末16-1
理 事	金 丸 武 蔵	門川町大字門川尾末2081-1
理 事	岩 切 新 栄	門川町大字川内6839
理 事	水 永 大 和	門川町大字川内7129
理 事	金 丸 竹 男	門川町大字川内6344
監 事	安 田 新	門川町平城東11-5
監 事	江 川 勲	門川町大字川内6953

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の規定により、百原地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成21年10月8日から平成21年11月6日まで

3 縦覧場所

都城市役所農村整備課内、山田総合支所産業振興課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、宮崎市が行う土地改良事業（黒見ヶ迫地区、ため池等整備事業）の施行に同意した。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の施行に係る事業計画の変更について認可したので、同法第7条の16第2項において準用する同法第7条の15第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
橋通西三丁目地区第一種市街地再開発事業個人施行者
- 2 事業施行期間
平成19年3月26日から平成22年3月31日まで
- 3 施行地区
宮崎市橋通西3丁目36番、37番、38番、40番1、40番2、40番3、40番4、40番5、40番6、41番、42番、42番1、42番2、43番1、43番2、36番地先、40番6地先
- 4 第一種市街地再開発事業の名称
橋通西三丁目地区第一種市街地再開発事業
- 5 事務所の所在地
宮崎市橋通西3丁目10番24号 株式会社日高時計本店内
- 6 施行認可の年月日
平成19年3月14日
- 7 変更の内容
施行地区
宮崎市橋通西3丁目36番2
- 8 事業計画の変更の認可の年月日
平成21年9月9日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成21年10月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 製茶機械 1ライン
- (2) 購入物品の特質等 煎茶加工機械一式（35K型）（詳細は入札説明書による。）

(3) 納入期限 平成22年2月26日

(4) 納入場所 宮崎県総合農業試験場茶業支場（川南町）

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成21年宮崎県告示第 234号に規定する資格を有する者で、営業種目が農林水産土木機器類で種目が農林水産業機器のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理及び部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成21年10月21日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
- (2) 期間 平成21年10月8日から平成21年10月23日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成21年10月8日から平成21年10月23日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 日時 平成21年10月15日午前10時30分

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成21年10月26日午前11時 (郵便にあっては平成21年10月23日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあっては書留郵便に限る。) によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務事務センター入札室
- (2) 日時 平成21年10月26日午前11時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tea Manufacturing Machine: 1 Units
- (2) Time limit for tender: 11:00.a.m. 26 October 2009
- (3) Contact point for the notice: Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7208

項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成21年9月28日現在次のとおりである。

平成21年10月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,728人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 222,730人

宮崎県選挙管理委員会告示第75号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成21年9月28日現在次のとおりである。

平成21年10月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
西諸県郡選挙区 5,370人

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第74号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第1項及び第75条第1

--	--